

# 退職一時金の返還について

現在は、国民全員が60歳までの間、いずれかの年金制度に加入しなければならないため、年金受給権は必ず発生する制度となっていますが、過去の年金制度には、年金加入期間が足りず年金受給権を満たさない場合に対して、退職一時金を支給することがありました。

そこで、退職一時金制度とその当時に退職一時金を受給された場合の取り扱いなどを説明します。

## 退職一時金とは

昭和37年11月以前までは、地方公務員の年金制度は、吏員や雇用人といった職名によってそれぞれ分立していましたので、早期に退職して年金加入期間が足りずに年金受給権を満たさない場合、または、実際に退職していても、昇格などによって、異なる年金制度に加入することとなった場合には、相互の年金制度が通算されなかったため、それぞれの年金加入期間における掛金を清算する方法として、退職一時金を支給していました。

次に、昭和36年4月1日から国民年金制度が施行され、原則として全国民が何らかの年金制度に加入することができることとなり、また、同時に通算年金通則法が制定されたことにより、単独の年金制度で一定の加入期間(25年)を満たさなくても、各年金制度の加入期間を合計して受給資格年数を満たせば年金の受給権が発生することとなりましたが、昭和37年12月1日から昭和54年12月31日までの地方公務員等共済組合法においては、通算措置は適用しながらも年金受給資格年限以下の場合には、申し出によって一時金として清算する制度が存続していました。

## 昭和36年から昭和54年までの退職一時金

退職一時金の制度は、昭和54年12月31日まで存続していましたので、それまでに公務員を退職し、その時点で年金加入期間が足りずに年金権が発生しない方は、退職一時金を全額受け取って年金加入期間を「清算」する方法と、全額受け取らずに将来年金として受給するため、一部または全部を残しておく「原資控除」(※)という方法とを本人が選ぶことができました。

※「清算」する方法が選択できた期間は男女で異なります。男子は、昭和44年10月31日までの退職者、女子は、昭和53年5月31日までの退職者となります。

## 原資控除とは？

年金受給資格年限(一般的に退職年金は20年必要でした)未満で退職した場合には、まず、全額精算する場合の退職一時金を計算し、その支給すべき金額から将来の年金の原資を控除していました。このため、退職一時金額が、原資控除すべき金額よりも多い場合には、その差額を組合員に支給することになっていました。この期間は、将来的には他の期間と通算して年金の受給資格を得ることのできる期間ですが、原資控除後の差額として支給された一時金については、年金受給権発生にともない共済組合に返還することになります。

また、昭和55年1月1日に退職一時金制度が廃止され、それ以降の退職の方は必ず年金の原資は全額を将来の年金受給のために残しておくこととなりましたので、上記の差額としての一時金も廃止されています。

## 退職一時金を受給した期間の取り扱いについて

原資控除した場合の差额的な一時金を受給した場合を除いて、退職一時金とは、生命保険でいえば解約したことと同じですから、将来において当該期間の年金を受け取ることはできません。

ただし、特例として全額退職一時金を受給し、年金加入期間を清算している方でも、公務員として再就職し、清算した期間と再就職した期間を合わせて20年以上となる方は、清算している期間も年金算定期間に含めることとされています。

なお、一時金として清算された期間は、いわば掛金の納められていないカラの期間になっていますから、年金請求時において、この一時金について、次の項に示すように共済組合に返還をしなければならないこととされています。

## 退職一時金の返還について

昭和 54 年 12 月 31 日までに退職し、退職一時金を一部だけ受給している方や、清算しているが公務員に再就職し合計 20 年以上公務員期間を有している方が、その後に年金を受ける権利を有することになった場合には、すでに受け取っている退職一時金に利息をあわせた金額を返還していただく必要があります。

利息については、その支給を受けた退職一時金の額にその支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算による利子を加えた額を返還していただくことになります。

なお、遺族共済年金の受給権者についても、死亡した方が返還すべきであった金額(既に返還された金額を除きます)を返還しなければならないこととされています。

## 返還方法について

返還方法については、基本的には退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から 1 年以内に、一括にまたは分割して返還していただくことになります。

ただし、返還すべき金額を退職共済年金または障害共済年金の支給額から返還することを希望される場合、年金の請求時にその旨申し出(請求書中に希望する返還方法の記載欄あり)をすることにより、支給される年金額からその 1 回に支給される額の 2 分の 1 を限度として返還金額に達するまで、順次調整していく方法も選択できます。

## 昭和 61 年 3 月 31 日までに発生した年金の取り扱いについて

既裁定年金の受給権者についても、上記に準じた方法により一時金を返還することになりました。

## ボーナスは組合員貯金へ

**期末・勤勉手当からの積立(ボーナス積立)は、定額制となっています。ご注意ください。**

ボーナス積立は、毎月の給料からの積立と同様に、期末・勤勉手当(6月・12月)からそれぞれ定額を控除する積立となっています。

このことにより、ボーナス積立額の変更がない場合、平成 20 年 12 月のボーナス積立は、平成 19 年 12 月のボーナス積立額と同額が控除され積み立てられることになりますのでご注意ください(所属所によっては取り扱いの異なる場合がありますので、ご注意ください)。

また、毎月およびボーナス(6月・12月)の積立額を確認したい場合は、各所属所共済組合事務担当課へお問い合わせください。

なお、平成 20 年 12 月のボーナスからの積立額を変更される場合は、11 月 27 日までに共済組合に報告が届きますように、所属所の共済組合事務担当課へ申し出ください。

上記の締め切りまでに報告がなされると、積立額の変更ができず、平成 19 年 12 月に積み立てた額がボーナスから控除されますので、ご注意ください。

組合員貯金の利率は現在 1.5%となっており、金融機関に比べお得になっています。もし、ボーナス積立後にお金に余裕があれば、いつでも、任意の金額を預入できる臨時積立も行っていますので、こちらの方もぜひ、ご利用ください。

